

平成25年度

あきた安全安心住まい推進事業

住宅リフォーム推進事業

“住宅リフォーム緊急支援事業”

増改築・リフォーム工事に対し
補助対象工事費の10%最大15万円の補助!

“安全安心リフォーム推進事業”

耐震改修、断熱・省エネ改修、バリアフリー改修
及び克雪化工事の合計が50万円以上の場合
補助対象工事費の10% 最大20万円の補助!

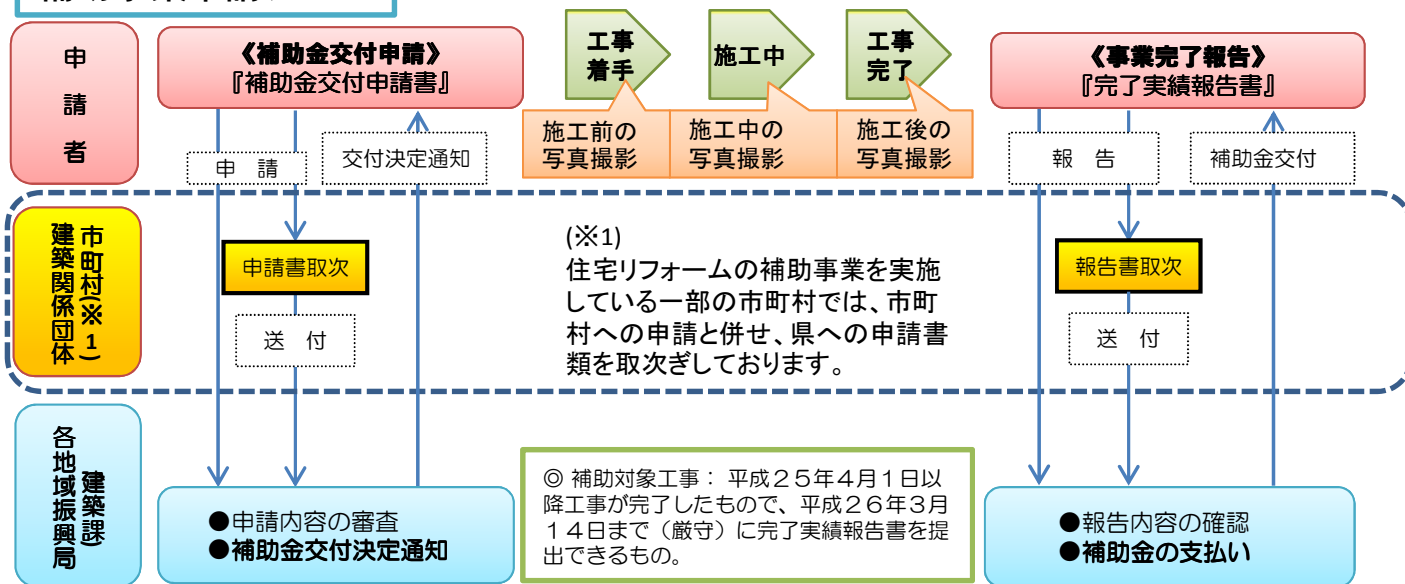
県では、住宅投資による県内経済の活性化や地球温暖化防止のために、住宅の耐震化等安全で安心できる居住環境の向上を推進します。

重要

住宅リフォーム緊急支援事業と安全安心リフォーム推進事業の併用はできません。

事業名	住宅リフォーム緊急支援事業(予定戸数9,000戸)	安全安心リフォーム推進事業(予定戸数2,000戸)
対象者	本人(配偶者含む)・親・子が所有し、いずれかの者が居住している県内に在住する者	
対象住宅	〇一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅の部分が1/2以上の住宅) 〇マンション等の共同住宅(専有部分のみ)	
対象工事	①増改築・リフォームに要する費用(消費税含む)が50万円以上 ②県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの ③平成25年4月1日以降に工事が完了するものであって、かつ平成26年3月14日までに完了実績報告書の提出ができるもの	同左のほか、 次の①～④の費用(増改築工事費を除く)の合計額が50万円以上の工事を含むもの ①耐震上有効な改修(例:筋かい設置など) ②断熱・省エネ改修(二重窓設置、壁断熱改修など) ③バリアフリー改修(手すり取付やスロープ設置など) ④克雪化に有効な改修(融雪装置設置など)
対象外工事	①公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ②門・塀等、いわゆる外構工事(※リフォーム等工事に関わる工事を除く) ③住宅用太陽光発電システムの設置に係る経費 ④住宅用給湯機器の購入費 ⑤他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上認められない費用 ⑥その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事及び工事費用	
補助額	補助対象工事に要する費用の10% 上限15万円 (ただし千円未満切り捨て) ※平成22から24年度までにリフォーム補助を利用された方は、補助を受けた工事カ所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金の合計額と合わせて15万円を限度とします。	補助対象工事に要する費用の10% 上限20万円 (ただし千円未満切り捨て) ※平成22から24年度までにリフォーム補助を利用された方は、補助を受けた工事カ所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金の合計額と合わせて20万円を限度とします。

補助事業申請フロー



注) 事前申請及び事後申請ともに可能ですが、工事前・工事中の写真の撮り忘れにご注意ください。

各申請等に必要な書類

※様式は美の国秋田ネットに掲載

事業名	住宅リフォーム緊急支援事業	安全安心リフォーム推進事業
補助金 交付申請	①補助金交付申請書(リフォーム様式第1号) ②工事請負契約書または請書の写し ③工事内訳明細書の写し ④補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真 ⑤併用住宅の場合、住宅の延べ床面積が1/2(住宅用車庫、物置の面積除く。)以上であることがわかる図面 ⑥建築基準法第6条の規定で確認が必要な場合は確認済証の写し及び図面 ⑦申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本(申請日前3ヶ月以内のもの) ⑧その他知事が必要と認める書類	①補助金交付申請書(リフォーム様式第2号) ②工事請負契約書または請書の写し ③補助金交付申請書に係る見積書(指定書式のもの) ④補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真 ⑤申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本(申請日前から3ヶ月以内のもの) ⑥安全安心リフォーム工事概要書(リフォーム様式第2-1号) ⑦補助対象工事の施工箇所・仕様を表示した図面 ⑧国の補助事業で市町村が実施する耐震改修補助金を受ける場合、その補助金交付決定通知書の写し ⑨併用住宅の場合、住宅の延べ床面積が1/2(住宅用車庫、物置の面積除く。)以上であることがわかる図面 ⑩建築基準法第6条の規定で確認が必要な場合、確認済証及び図面 ⑪克雪化改修で、屋根を自然落雪型又は無落雪型にする場合、現行の構造基準に適合していることを建築士が証明する書類 ⑫その他知事が必要と認める書類
完了 実績報告	①完了実績報告書(リフォーム様式第4号) ②工事を行った住宅部分の施工中・施工後の写真 ③建築基準法による確認済証を受けた工事にあっては検査済証の写し ④工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ⑤工事費用に係る領収書写し ⑥補助金交付請求書(共通様式第4号) ⑦その他知事が必要と認める書類	①完了実績報告書(リフォーム様式第5号) ②工事を行った住宅部分の施工中・施工後の写真 ③建築基準法による確認済証を受けた工事にあっては検査済証の写し ④工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の申請に係る見積書(指定書式)、変更後の安全安心リフォーム概要書、変更後の補助対象工事の施工箇所・仕様を表示した図面、変更部分に係る工事着手前の写真 ⑤節水型トイレ及び高断熱浴槽を設置した場合、その性能を有することを確認出来る書類及び、納品されたことを証明する書類 ⑥窓の改修工事の場合、納品されたことを証明する書類 ⑦工事に要した費用に係る領収書写し ⑧補助金交付請求書(共通様式第4号) ⑨その他知事が必要と認める書類

「あきた安全安心住まい推進事業」のその他の事業

住宅用太陽光発電システム普及支援事業	住宅に太陽光発電システムを設置する方に戸建住宅 最大10万円 の補助
家庭用高効率給湯器等買換支援事業	リフォーム時に高効率給湯器等を設置する方に機器に応じて 1万2千円～4万円 の補助
「秋田スギの家」普及促進事業	スギ乾燥製品を使った住宅を新築・改築・購入する方に 20万円 の補助

補助金の申請は、同一年度に一回限りです。

実施期間

完了実績報告提出期限 平成26年3月14日(厳守)

申請・問い合わせ先

鹿角地域振興局建築課	TEL 0186-23-2311
北秋田地域振興局建築課	TEL 0186-63-2531
山本地域振興局建築課	TEL 0185-52-6103
秋田地域振興局建築課	TEL 018-860-3491
由利地域振興局建築課	TEL 0184-27-1777
仙北地域振興局建築課	TEL 0187-63-3113
平鹿地域振興局建築課	TEL 0182-32-6206
雄勝地域振興局建築課	TEL 0183-73-6166

☆下記の団体(支部等)でも書類の取次ぎを行っています。それぞれお問い合わせ下さい。

秋田県建設技能組合連合会	TEL 018-862-3050
秋田建設技能組合	TEL 018-862-2727
秋田建築労働組合	TEL 018-865-2291
(社)秋田県建築士事務所協会	TEL 018-865-1225
(社)秋田県建設業協会	TEL 018-823-5495
(社)秋田県建築士会	TEL 018-863-6348
(社)秋田県宅地建物取引業協会	TEL 018-865-1671
(社)全日本不動産協会秋田県本部	TEL 018-833-1219
秋田県商工団体連合会	TEL 018-835-8026

☆住宅リフォーム補助事業を実施している一部の市町村では、市町村への申請と併せ、県への申請書類を取次ぎしておりますので、お住まいの市町村窓口にご確認下さい。

秋田県建設部建築住宅課(調整・住宅政策班) TEL 018-860-2561

※建築住宅課では申請書の受付は行っておりません。